

別表十八（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の4第8項第3号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の通算法人が同項第2号（同条第18項において準用する場合を含みます。以下1において同じです。）に規定する適用対象事業年度において同条又は令和6年改正前の措置法（以下1において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（措置法第42条の4第8項第3号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の事業年度において同条又は令和6年旧措置法第42条の4の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「法人番号1」の欄は、国税庁から通知を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。
- 3 「税額控除超過額17」及び「税額控除超過額23」の各欄は、当該通算法人又は他の通算法人のうち、措置法第42条の4第8項第6号（同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある法人についてのみ記載します。
- 4 通算親法人が提出した法第72条第1項各号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる事項を記載した中間申告書（法第71条第1項《中間申告》の規定による申告書をいいます。以下4において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する中間申告書（当該通算親法人が提出した中間申告書に係る法第72条第1項に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同項に規定する期間に係るものに限りません。）についてはこの明細書の添付を要しません。
- 5 通算親法人が提出した確定申告書（法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書をいいます。以下5において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する確定申告書（当該通算親法人が提出した確定申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限りません。）についてはこの明細書の添付を要しません。